

# 臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

資料 2-2

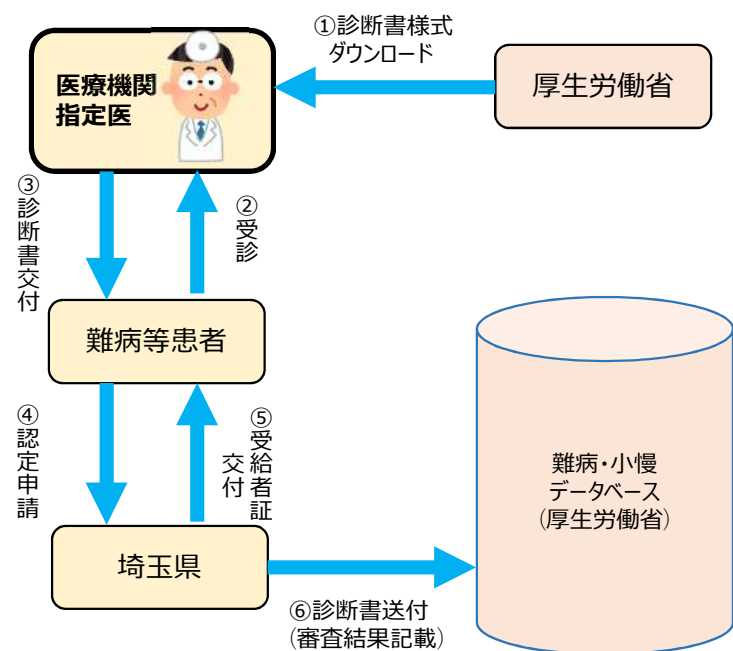
## 事業概要

厚生労働省では、難病に係るデータベースをより活用しやすいものとし、治療研究を一層推進するため、臨床調査個人票のオンライン登録（インターネットを経由した登録）を進めています。

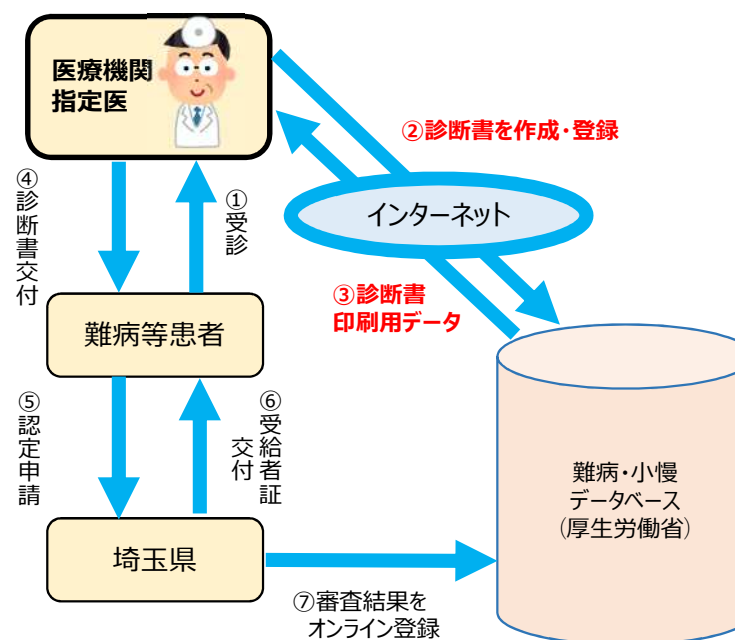
指定難病の臨床調査個人票のオンライン登録の開始時期は令和6年4月を予定しております。

## 変更のイメージ図

### 【現 行】



### 【新システム稼働後】



# 臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

## 新システム利用による指定医の負担軽減（例）

- ◆前回値踏襲機能 ▶ 前年度以前のデータの再利用により、指定医の入力負荷が軽減されます。
- ◆連携機能 ▶ 転院時等の患者から受領したアクセスキーを入力し検索することで、他医療機関の臨床調査個人票の閲覧、更新登録、データ出力が可能になります。
- ◆チェック機能 ▶ 診断書の作成時に入力内容がチェックされ、記載漏れ等が防止されます。
- ◆自動計算機能 ▶ 手動で計算している合計値や指標等を、自動計算にすることで、指定医の計算に係る負荷が軽減されます。

## 診断書のオンライン登録に係る詳細について

厚生労働省から示された最新情報を随時、以下の埼玉県ホームページに掲載していますので御確認ください。

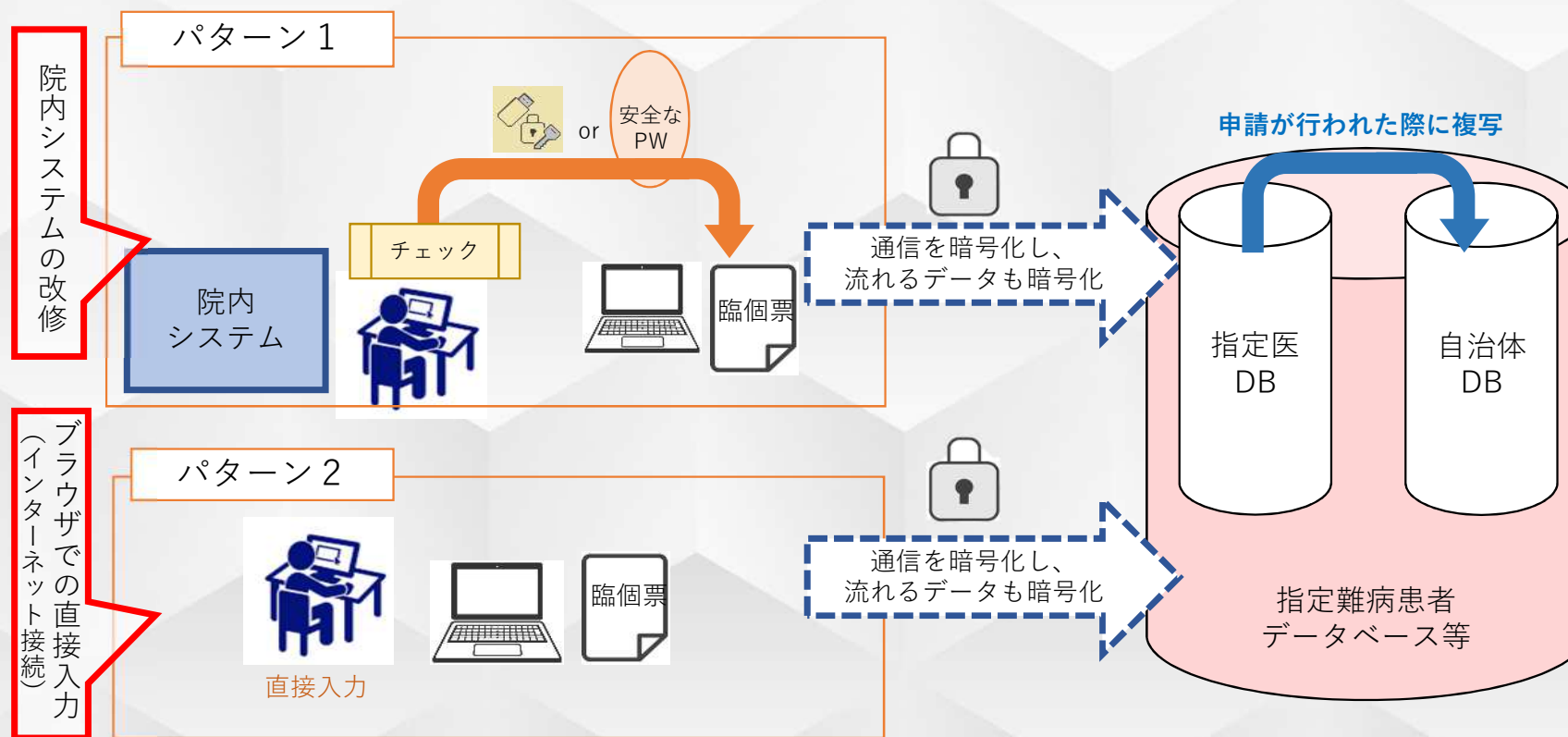
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/rinkoonrain.html>

# 臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

## オンライン登録開始後の医療機関の対応

以下のいずれかによる対応となります。

- パターン1** 院内システムを改修し、作成した臨床調査個人票をシステム連携により難病データベースへ登録
- パターン2** 指定医がインターネット接続のPC端末により難病データベースに接続し、臨床調査個人票を作成・登録
- パターン3** 各医療機関における従来どおりの方法で診断書を作成（提出された臨床調査個人票を県がデータベース登録）



# 埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業について

## 事業概要

埼玉県では、オンライン化のための院内システム改修や物品購入等の医療機関が実施する環境整備に対し、新たに補助（埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業）を令和4年度及び令和5年度に行いました。

## 補助内容等

対象医療機関	難病指定医が勤務する医療機関
補助対象内容	診断書のオンライン登録のための環境整備費用（パソコン等の購入費、院内システム改修費）
補助額	経費額の1/2（1医療機関当たりの補助上限額：5万円）

## 補助事業に係る流れ及び実績

項目	時期	内容
所要額調査	第1回 令和4年6月実施 第2回 令和4年8月実施	医療機関から県に電子申請により回答
補助金交付申請	令和4年11月15日（火）～令和5年1月11日（水） 令和5年5月24日（水）～令和5年7月31日（月）	医療機関から県に交付申請書を提出
医療機関の環境整備	県からの補助金決定通知後	医療機関がシステム改修、物品購入等を実施
事業実績報告	× 令和5年3月17日（金） × 令和5年9月29日（金）	医療機関から県に事業完了に係る報告書を提出
補助金支払	実績報告後随時	県から医療機関に実績報告に基づき支払い
申請実績	令和5年11月15日（水）時点	申請件数242件うち118の医療機関に対して交付済み（令和4,5年度合計）

# 運用開始までの流れについて

## 概要

難病指定医（協力難病指定医）が難病データベースにログインするために必要な、指定医ID・PW発行申請の受付を令和5年9月29日より開始しています。

## 運用開始までの流れ（予定）

項目	時期	内容
指定医ID・PW発行申請の受付	令和5年9月29日より順次受付	医療機関が申請用のExcelファイルに必要事項を入力し、埼玉県に電子メールにて提出
指定医ID・PWの発行	国より難病指定医（協力難病指定医）のID・PW発行の再開について連絡があり次第開始（※）	申請内容を埼玉県で確認し、埼玉県が指定医ID・PWを発行
指定医ID・PW等の交付	指定医ID・PWの発行が終わり次第開始	埼玉県から医療機関に対して、指定医ID・PW発行通知書や、難病データベースを利用するために必要な情報を含む媒体（DVD）を郵送

## ※難病指定医ID・PW発行の一時停止について

現在、システム上難病・小慢のいずれかしか指定医のID・PW発行ができない仕様となっております。（難病・小慢両方の指定医資格を持つ医師について、難病（又は小慢）で先行して指定医登録をした後、小慢（又は難病）について指定医登録を行おうとすると重複チェックにより登録ができなくなっています。）

国は、令和6年4月の難病DBの稼働に向け、難病・小慢それぞれにおいても同一者を指定医登録出来るよう改修を行う予定とのことですが、**当面の間、難病指定医のID・PW発行業務を控えるよう通知がありました。**

# (参考) 埼玉県ホームページ「臨床調査個人票のオンライン登録について」

埼玉県ホームページ「臨床調査個人票のオンライン登録について」

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/rinkoonrain.html>

「難病DBの周知資料について」 (抜粋)

## 難病DBの周知資料について

厚生労働省より難病DBに関する情報提供があったため、共有いたします。

難病DBの利用を希望される医療機関につきましては、お忙しいところお手数をおかけしますが、以下の資料を御確認の上、後述の[難病DB利用開始までの流れ\(難病DBの利用を希望される場合\)](#)を参考に作業を行ってくださるようお願いいたします。

### 周知資料

- (1) [【共通編】難病小慢DBに関する周知資料 R5年6月周知用 \(PDF: 2,491KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)
- (2) [【医療機関編】難病小慢DBに関する周知資料 R5年8月周知用 \(PDF: 3,832KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)
- (3) [難病DBシステム利用マニュアル \(共通編\) \(PDF: 3,447KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)
- (4) [難病DBシステム利用マニュアル \(医療編\) \(PDF: 4,534KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)
- (5) [別添 医療機関向け 難病小慢DB更改に関する周知 \(詳細\) 2023年7月版 \(PDF: 930KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)
- (6) [院内システムベンダ向けチェックツール仕様 \(ZIP: 2,911KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)
- (7) [オンライン登録に当たり患者からの同意取得に関するお願い \(PDF: 89KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)

※資料の中に一部マスキングされている箇所がありますが、マスキングがされていない資料は指定医ID発行の際に運用事業者より送付される媒体に含まれております。

※必要に応じて「(6) 院内システムベンダ向けチェックツール仕様」をご担当の院内システムベンダに共有してください。

「難病DBの利用開始までの流れ」 (抜粋)

## 難病DB利用開始までの流れ(難病DBの利用を希望される場合)

医療機関にて行っていただく手続きは**手順1、手順4、手順5**になります。

手順	手続き主体	手続きの内容
1	医療機関	難病DBの利用を希望される医療機関は、指定医ID・パスワード発行のための申請を埼玉県に行ってください。(詳細は後述「 <a href="#">指定医IDの払い出しについて</a> 」参照) ※現在行うことができるのは、この申請のみです。
2 (※)	埼玉県	申請内容を埼玉県で確認し、埼玉県が指定医IDとパスワードの発行を行います。
3 (※)	埼玉県	埼玉県から医療機関に対して、難病DBを利用するために必要な情報を含む媒体(DVD)を郵送します。
4 (※)	医療機関	郵送された媒体を確認し、 <a href="#">【医療機関編】難病小慢DBに関する周知資料 R5年8月周知用</a> 8頁「 <a href="#">媒体が届いた後の確認作業</a> 」に記載されている作業を行ってください。
5 (※)	医療機関	今回登録された指定医ID・パスワードは、令和6年4月以降に難病DBを利用する際に必要な情報となりますので、 <b>必ず適切な管理をしてください。</b>